

H30年度から制度が拡充！
ますます使いやすく

地方創生・小さな拠点税制のご案内

地域のための“ふるさと会社”を応援

地域のくらしを守る、しごとを創る「小さな拠点」づくり、 株式会社ではじめませんか？

全国で株式会社による小さな拠点づくりの取組が始まっています。
地方公共団体と連携し、資金を集めやすくなります。今すぐ内閣府にご相談を。

地域のお店がなくなった
地域唯一のガソリンスタンド
の後継者がいない

公共施設の管理を地域に任せたい
役場と地域の協働で村おこしをしたい

地域活性化のためにレストランを始めたい
地域のみんなで名産品を売り出したい

地域の様々な声・課題・アイデアをふるさと会社で解決・実現しよう

地域のしごとづくり

- ✓ 名産品の開発
- ✓ 農産加工品の販売
- ✓ 道の駅や観光施設の運営
- ✓ 農作業支援

など

地域住民の生活サービス

- ✓ 商店・ガソリンスタンドの運営
- ✓ 公共公益施設の管理運営
- ✓ 買い物支援・弁当の宅配
- ✓ 高齢者見守り支援・訪問看護

など

- ▶ 地方公共団体の計画（地域再生計画）の下、株式会社が事業を実施
- ▶ 事業資金確保のため、株式会社が出資を受けた（株式を発行した）際に、出資者に対して税制上の優遇措置
- ▶ 出資者（個人）には、出資額のおおよそ1割～4割の所得税が減額
※適用条件があり、上限があります。平成31年度までの時限措置です。

① 一定の要件を満たした企業の新規発行株式を個人が取得した場合に本税制の対象となります（発行済み株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません）。

本税制は、政府および地方公共団体として投資勧誘を目的にしたものではありません。また、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではありません。

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 / 内閣府地方創生推進事務局

1. 制度の概要

- 中山間地域等において、地域の雇用の確保や生活サービスの提供を行う小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対して、個人が出資（新規発行株式を払込みにより取得）した際に、出資額に応じて、所得税の優遇措置（寄付金控除の適用）が受けられる制度です。
- 地方公共団体（市町村または都道府県）と株式会社、地域が手を取り合うことにより、小さな拠点づくりに向けて資金を集めやすくすることが目的です。
- 地方公共団体が株式会社の実施する事業を記載した地域再生計画を作成し、国の認定を受けることで、制度を活用することが可能になります。

2. 対象となる事業と会社の要件

対象地域

中山間地域等の集落生活圏（都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって、農振農用地を含むエリア）

・いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でない地域が対象。

対象事業（小さな拠点形成事業）

対象地域において、①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

・①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。例えば…

- ①雇用を創出する事業： 地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
- ②生活サービスを提供する事業： スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、高齢者サービス など

対象企業（会社の要件）

基準日^{*}時点で以下の要件を満たす会社が対象となります。

^{*}基準日の定義は次のとおりです（新設会社の場合…会社設立の日、払込期日を定めた場合…払込期日、払込期間を定めた場合…払込日）

| | |
|---|---|
| ① | 常時雇用者数が2人以上であること |
| ② | 同一の認定地域再生計画に基づく本特例を受ける会社が他にないこと（1計画1社条件） |
| ③ | 小さな拠点形成事業（雇用を創出する事業および生活サービスを提供する事業）を専ら行う会社であること |
| ④ | 中小企業者に該当する会社であること |
| ⑤ | 設立10年未満であること（新設会社も対象） |
| ⑥ | 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合（営業キャッシュフロー）が2%以下であること（設立初年度の場合は、この限りでない） |
| ⑦ | 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れていること |
| ⑧ | 非上場・非店頭登録の株式会社であること |
| ⑨ | 大規模法人（資本金1億円超等）の子会社ではないこと |
| ⑩ | 性風俗関連特殊営業を行う会社でないこと |

- 複数回小さな拠点税制を活用することも可能です。ただし、その場合、上記の要件に以下2点が追加されます。
 - ア 初回の確認（4. 手続きとフローの⑧）時点の雇用者数を維持していること
 - イ 前事業年度の雇用者数より2名（商業またはサービス業の場合は1人）以上増加していること（初回の確認と同一事業年度に確認申請する場合は、この限りでない）
- 平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります（既存会社の増資も従来通り対象）。
- 株主（出資者）として、市町村や法人が入っていても、外部からの投資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粋民間企業でも対象になります。
- 例えば、地域で行う小売店やレストランを役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

3. 地方公共団体の役割

- 小さな拠点税制の活用にあたっては、地方公共団体（市町村または都道府県）の主体的な役割が必要です。

〔地方公共団体による実施が必要な事項〕

- ① 地域再生計画を作成し、内閣府に申請（内閣総理大臣の認定）
- ② 株式会社の要件が合致するかどうかを確認
- ③ 個人が出資（株式を払込みにより取得）したことを確認

- 上記以外にも、地域での小さな拠点の形成に向けた住民の意見形成や、地域での会社の立ち上げに向けての助言など、地域での話し合いに向けた積極的な関与・支援が望まれます。
- また、地方創生推進交付金を活用した地方公共団体に対する財政面での支援や、施設整備にあたっての農地転用特例など、地域再生計画を作成することにより、様々な制度を活用することができます。

4. 手続きとフロー

1. 地域再生計画の作成

地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルや記載例を参考にしてください。

- ① 地方公共団体が小さな拠点形成事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣府に申請
- ② 地域再生計画を内閣総理大臣が認定

2. 事前確認の申請

株式会社が既に設立されている場合に限り、任意で実施することができます。

- ③ ②の認定を受けた地方公共団体に対し、株式会社が事前確認を申請
- ④ その地方公共団体が、株式会社の要件を確認（事前確認書の交付）

3. 株式の払込みの確認申請

※出資までに地域再生計画が認定されていることが必要

- ⑤ 株式会社と個人の出資者が株式投資契約を締結
- ⑥ 株式会社（設立予定の会社も含む）に個人が出資（株式の発行）
- ⑦ ②の認定を受けた地方公共団体に対し、株式会社が確認申請
- ⑧ その地方公共団体が、会社の要件および株式の払込みを確認（確認書の交付）
- ⑨ 確認を受けた株式会社は、出資した個人に⑧の確認書を交付

4. 確定申告

※出資した年の確定申告までに地方公共団体の事後確認を受けていることが必要

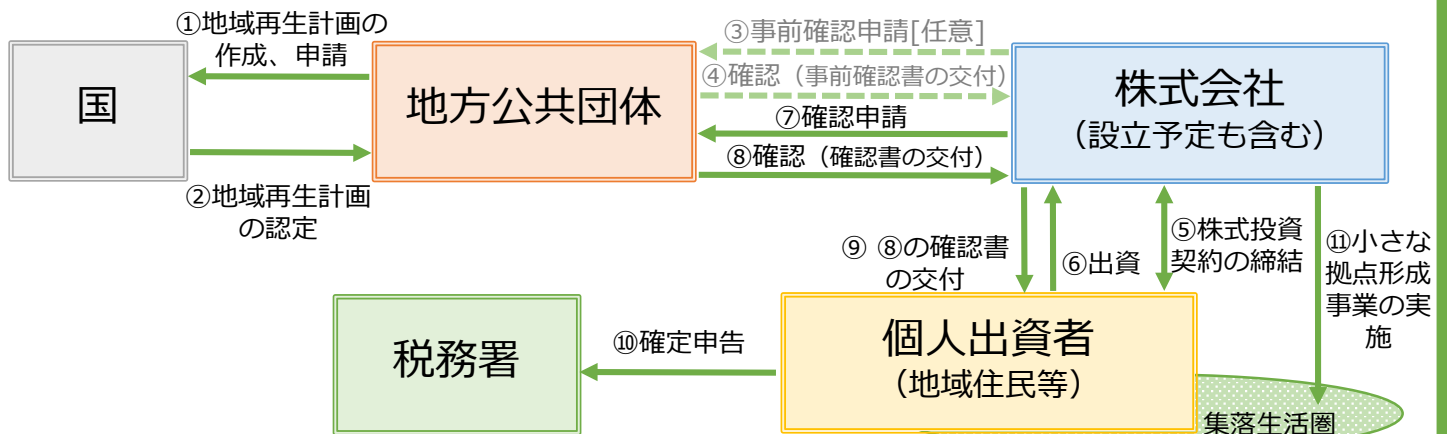
- ⑩ 出資した個人は、⑨で交付された確認書等を添付して確定申告

5. 事業実施

- ⑪ 株式会社は、集めた出資を基に小さな拠点形成事業を実施

制度のイメージ図

この他、事前準備として、今後の地域のあり方や将来ビジョンについて地域で検討したり、株式会社の設立や事業実施に向けて検討することも重要なポイントです。



5. 活用のためのQ&A

Q.一般社団法人やNPO法人など株式会社以外は対象にならないの？

A.本税制の対象は株式会社の新規発行株式の取得に対してのみです。主に、株式発行により小さな拠点形成事業に必要な資金を集めることを想定しています。なお、一般社団法人やNPO法人等については、既存の公益法人税制（公益社団法人や認定NPO法人等）を活用することにより、同様の寄付金税制の活用が期待できます。

Q.地方公共団体が地域再生計画を先に作成しないとイケないの？

A.本税制の適用にあたっては、株式の発行前に、地域再生計画が既に作成され、国の認定を受けていることが必要です。既に発行されている株式をさかのぼって適用することも出来ません。税制の活用にあたっては、事前に身近な市町村に相談しましょう。

Q.配当や株主優待を行うこともできるの？議決権制限付株式も対象となるの？

A.対象となる株式については、特段の制限はありませんので、配当や株主優待等を行うことも可能です。また、議決権制限付株式等も対象となります。

Q.出資者（株主）は、地域住民だけなの？制限はあるの？

A.対象となる出資者（株主）は、日本国内に居住している個人であればどなたでも構いません。地域住民だけではなく、地域外の支援者に広く出資を募ることも可能です。ただし、株式会社が同族会社の場合は、一部の株主は対象となりません。

平成30年度からは、これまで適用対象外だった設立時出資が対象となるとともに、市町村による確認手続きが簡略化されました。

6. 優遇措置のイメージと活用事例

〔所得税の優遇措置〕
〔対象企業への出資額 - 2000円〕
を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる出資額の上限は、総所得×40%と1000万円のいずれか低い方

確定申告においては、所得控除の寄附金控除のうち「特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例」の措置となります。

例えば…

※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定

◆収入300万円の個人が**5万円**出資
⇒ 所得税：**約 2,400 円の減額**
((5万円 - 2000円) × 所得税率 5% = 2,400円)

◆収入1000万円の個人が**30万円**出資
⇒ 所得税：**約 6 万円の減額**
((30万円 - 2000円) × 所得税率 20% = 59,600円)

長野県豊丘村での活用事例

- 長野県豊丘村（人口約6,800名）において、村や地元企業、地域住民が出資して設立した株式会社「株式会社豊かな丘」を平成29年12月に設立
- 株式会社が運営する道の駅を核とした小さな拠点を形成し、新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路を拡大し、所得の向上を目指す
- 平成30年3月、地域住民等から600万円の出資を募り、小さな拠点税制を活用（全国初）

〔株式会社豊かな丘〕

- 設立：平成29年12月
- 資本金：900万円（設立時は300万円）
- 主な事業
 - ・道の駅の管理運営
 - ・農畜産物、林産物、加工品等の地域特産物の販売
 - ・農家レストランの運営 等



[問合せ先]
内閣府地方創生推進事務局小さな拠点担当
03-5510-2457 e.chiisanakyoten.i7d@cao.go.jp

小さな拠点税制の活用について、お気軽にご相談下さい！

地方創生・小さな拠点税制 活用チェックシート

■小さな拠点税制の活用にあたって、地域再生計画の作成や会社要件など、各手続において、要件に該当するか、必要な資料が揃っているか、以下のチェック表を活用してください。

1. 地域再生計画の作成

地方公共団体が小さな拠点形成事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣府に申請

(計画作成の前に決めておく内容)

- 集落生活圏の範囲及び小さな拠点の位置が明確になっていますか？
- 集落生活圏は、都市計画法の市街化区域・用途地域以外ですか？さらに、農振法に規定する農用地が含まれていますか？
- 株式会社が専ら実施する事業は、集落生活圏における雇用を創出するものですか？
- 生活サービスを提供する事業も実施する場合、集落生活圏の住民を対象としたものになっていますか？

(地域再生計画の記載内容)

- 雇用を創出する事業、生活サービスを提供する事業が記載されていますか？
- 実施する事業の内容及び事業を実施する株式会社の名称が記載されていますか？
- 小さな拠点の形成を図ることにより地域のどのような課題の解決が図られるかが記載されていますか？
- 事業の実施が小さな拠点の形成に寄与するものであること（雇用者数の増加や住民利便性の向上等の見込まれる効果）が合理的に説明されていますか？

(地域再生計画の添付書類)

- 集落生活圏及び小さな拠点のおおよその位置が分かる地図が添付されていますか？
- 事業の実施が小さな拠点の形成に寄与する程度の根拠となる資料（雇用者数の増加（株式会社が雇用する人数等）や住民利便性の向上等の見込まれる効果を示す資料）が添付されていますか？
- 事業を実施する株式会社等の意見を聴き、その意見の概要が添付されていますか？

2. 株式会社の要件

株式会社が以下の要件を全て満たしていることが必要です。

- 常時雇用者数が2人以上であること
- 同一の認定地域再生計画に基づく本特例を受ける会社が他にないこと（1計画1社条件）
- 小さな拠点形成事業（①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業※①は必須事業）を専ら行う会社であること
- 中小企業者に該当する会社であること
- 設立10年未満であること（新設会社も対象）
- 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合（営業キャッシュフロー）が2%以下であること（設立初年度の場合は、この限りでない）
- 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- 非上場・非店頭登録の株式会社であること
- 大規模法人（資本金1億円超等）の子会社ではないこと
- 性風俗関連特殊営業を行う会社でないこと

同一の地域再生計画に関し、既に小さな拠点税制を活用している会社の場合には、2回目以降は、以下の要件全てを追加で満たしていることが必要です。

(追加要件)

- 初回の確認（4. 手続きとフローの⑨）時点の従業員数を維持していること
- 前事業年度の雇用者数より2名（商業またはサービス業の場合は1人）以上増加していること（初回の確認と同一事業年度に確認申請する場合は、この限りでない）

※上記の要件は、事前確認の際は、事前確認の申請日時点、株式の払込みの確認の際は、基準日（新設会社の場合…会社設立の日、払込期日を定めた場合…払込期日、払込期間を定めた場合…払込日）時点で満たしていることが必要です。
特に、株式の払込みの確認の際は、出資後（株式発行後）の株主構成で判断されるので注意が必要です。

3. 株式投資契約の締結

株式会社と個人の出資予定者が株式投資契約を締結し、株式会社（設立予定のものも含む）に個人が出資（株式の発行）します。

- 株式の発行前に、株式会社と出資者の間で株式投資契約書を締結しましたか？
- 株式投資契約を締結する際に、出資後も自社が要件を満たす旨、出資者に十分説明していますか？
- 出資者は、自分が個人の要件を満たすことを確認していますか？

4. 株式の払込みの確認申請

出資を受けた後、株式会社が地方公共団体に対し、確認申請をします。

（確認申請書）

- 確認申請書は出資した個人ごとに株式会社が作成していますか？
- 確認申請書は様式に則り作成していますか？

（確認申請時の添付書類）

確認申請書に、以下の書類全てを添付していることが必要です。

- 定款及び登記事項証明書
- 基準日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書、財産目録
- 確定申告書に添付された法人税法施行規則第34条第2項に規定する別表2の写し
- 常時雇用者数を証する書類（賃金台帳等）
- 組織図
- 既に小さな拠点税制を活用している会社の場合、前事業年度末時点の常時雇用者数が分かる書類及び組織図
- 会社要件に該当する旨の宣言書
- 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し又は取締役会の決定があったことを証する書類や議事録の写し
- 募集株式の場合、株式の引受けの申込又はその総数の引受けを行う契約を証する書類
- 株式投資契約書の写し
- 民法組合等を経由して出資した場合、組合契約書の写し等の書類

5. 確認後の出資者への必要書類の交付

確認を受けた後、株式会社が以下の書類を出資者に交付します。

- 地方公共団体から交付された確認書（原本）
- 株式会社が発行した出資者が租税特別措置法に定める課税の特例が適用されない出資者に該当しない旨を証する書類
- 株式会社が発行した株式異動状況明細書（確定申告までに交付）（出資者の株式取得後、少なくとも、払込みによる取得があった日の属する年の12月31日までを記載したもの）